

## 公立大学法人奈良県立医科大学役員退職手当規程の一部改正

改正後	現 行
<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 役員が地方独立行政法人法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定に該当し、解任された場合においては、その解任されるに至るまでの引き続き役員としての在職期間（第6条第2項又は第3項、第8条第2項又は第3項、第10条第2項又は第3項の規定により退職手当の算定の基礎となる職員又は奈良県職員としての在職期間を含む。）に対する退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 役員が地方独立行政法人法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定に該当し、解任された場合においては、その解任されるに至るまでの引き続き役員としての在職期間（第6条第2項又は第3項、第8条第2項又は第3項、第10条第2項又は第3項の規定により退職手当の算定の基礎となる職員又は奈良県職員としての在職期間を含む。）に対する退職手当は支給しない。</p>
<p>(退職手当の支給制限等)</p> <p>第15条の2 前3条に規定するもののほか、退職手当の支給制限等に関しては、職員退職手当規程第23条から第29条までの規定を準用する。この場合、当該規程中「懲戒解雇」とあるのは、「第1条に規定する解任」と読み替えるものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年2月19日から施行する。</p>	